

令和4年度京都府建設業緊急事業継続支援事業費補助金

< 質問集 >

問1

Q：「測量機器等」とは何か。

A：測量機器、建設作業支援ロボット及びICT機器等の総称です。

それぞれの定義は実施要領第2条をご確認ください。

補助対象経費に該当するか不明な場合は、P.7の問合せ先まで連絡してください。

問2

Q：だれでも補助金の申請はできるのか。

A：京都府内に主たる営業所を置く令和4年度京都府建設工事競争入札参加資格業者及び京都府測量等業務指名競争入札参加資格業者を対象としており、それ以外の方は申請できません。（工事の種別は問いませんが、ドローンや地上レーザスキャナなどの測量機器は、公共工事で経費が計上されている場合は補助対象外）

問3

Q：年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合、補助対象となるのはリース開始時から当該年度末までか。

A：リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されますが、補助金申請年度の2月末までの経費を対象としています。

問4

Q：消費税及び地方消費税は補助対象か。

A：対象外です。

問5

Q：施工管理ソフトについて、5年間の使用权（ライセンス）を購入する場合、全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の2月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

A：使用权（ライセンス）購入型の施工管理ソフトは、当該年度の2月末までの経費を補助対象経費として取り扱います。

問6

Q：補助金交付申請額の1,000円未満切り捨ての取扱いはどうか。

A：補助対象経費に補助率を乗じて得た額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとします。この場合、品目毎に合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨ててください。

計算例

ウェアラブルカメラ	3台	リース代	$45,000 \text{円} \times 3 \text{台} \times 1/2 = 67,500 \text{円} \rightarrow 67,000 \text{円}$
パワーアシストスーツ	1基	リース代	$75,000 \text{円} \times 1 \text{基} \times 1/2 = 37,500 \text{円} \rightarrow 37,000 \text{円}$
			補助金交付申請額 104,000円

問7

Q：同一年度内であれば2回以上、補助金申請は可能か。

A：補助限度額は1事業者あたり1,000,000円ですので、限度額の範囲内であれば申請は可能です。ただし、同時に2以上の補助事業を実施することはできません。なお、実施中の補助事業がある場合は、事業完了（補助金の額の確定）後に新規に交付申請してください。

問8

Q：実施要領第8条の軽微な変更は、どのようなものか。

A：補助対象機器間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの。

※質問集は随時更新します。